

平成27年2月27日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、配偶者を対象とする加給年金額(以下、単に「加給年金額」という。)の加算を求めるというものである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、60歳に到達した平成〇年〇月〇日に厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定によるいわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚生年金」という。)の受給権を取得し、65歳に到達した平成〇年〇月〇日には、厚年法第42条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得してその支給を受けていたところ、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構に対し、A(以下「A」という。)を加給年金額の対象者であるとして、「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」を提出した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「さきに、あなたからAを加給年金額対象者として「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」の提出がありましたが、老齢厚生年金の受給権を取得した当時(昭和16年4月2日以後に生まれた男子および昭和21年4月2日以後に生まれた女子で、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方にあつては、定額部分の支給を受けることができることとなった当時)、加給年金額対象者の生計を維持しているとは認められないため、当該者は加給年金額対象者とされませんので

通知します。」として、加給年金額を加算しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 老齢厚生年金(特老厚生年金を含む。)の額は、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上である者に限り、受給権者がその権利を取得した当時、また、当該権利を取得した当時は被保険者期間が240月未満であったが、その後240月以上となった場合は、240月以上となるに至った当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者で、かつ、当該配偶者が将来にわたって850万円以上の年収(又は655万5000円以上の年間所得)を有すると認められる者以外の者であるときに、厚年法第43条に定める額に配偶者加給年金額を加算した額とすることとされている(厚年法第44条第1項、第5項、同法附則第8条、第16条及び厚年法施行令第3条の5、並びに平成6年11月9日庁文発第3235号による改正後の昭和61年4月30日庁保険発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長通知。(以下「昭和61年通知」という。))。

2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

3 上記1の「受給権者がその権利を取得した当時」は、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第19条第1項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えられ(同附則第19条第5項)、一定条件の者は定額部分加算開始時が加給年金額加算の

判定時期となるどころ、本件の場合、請求人は昭和〇年〇月〇日生の男子であるため、62歳時(平成〇年〇月〇日)が判定時期(以下「本件係争時点」という)となるものである。

- 4 本件の場合、請求人が定額部分加算開始時において、特老厚年金の受給権者であること、本件係争時点においてAが65歳未満であることについては、当事者において争いはなく、Aを加給年金額対象者と認めなかった原処分に対し、請求人は、第2の3記載のとおり主張しているのであるから、本件の問題点は、本件係争時点において、請求人と事実婚関係にあり、請求人に生計維持されていたとして、Aを加給年金額対象者と認めることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、前記第2に記載した事実のほか、次の事実を認定することができる。

(1)～(6) (略)

- 2 以上の認定事実に基づいて、検討し判断する。

(1) 老齢厚生年金(特老厚年金を含む。以下同じ)の加給年金額の対象となる配偶者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、平成23年4月1日から適用するものとして、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知を定めているが、本件係争時点は平成〇年〇月〇日であるから、本件においては、昭和61年通知及び「事実婚関係の認定について」(昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁年金保険部長通知(以下、昭和61年通知と併せて「認定基準」という。))の定めるところによって判断することになる。認定基準によると、老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者(厚年法第3条第2項により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれ

る。)に係る生計維持関係の認定については、生計維持関係等の認定日において生計同一に関する認定要件及び収入に関する認定要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があるものと認定するものとされているが、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしてされている。そして、厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなわち「事実婚関係にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、及び、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存することが必要であるとされており、生計同一に関する認定要件及び収入に関する認定要件を満たす場合に生計維持関係にあるものと認定するものとされている。

そして、生計同一に関する認定要件については、認定対象者が配偶者(事実婚関係にある者の場合を含む。)である場合は、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

- ① 住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしているとき
 - イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住

所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにするとして認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記③のイに該当しないことは明らかであるので、前記③のアに該当するものと認められるかどうかが問題となる。

(3) そこで検討するに、上記認定事実によると、請求人とAは、平成〇年〇月〇日に協議離婚をし、本件係争時点（平成〇年〇月〇日）における請求人とAの住民票上の住所は異なっていた。請求人は、その事実婚関係申立書において、事実婚関係の開始日は「平成〇年〇月頃」と、同居については「請求人が〇〇の供給公社に部屋をかりていていずれ帰るつもりであったが住所を移動する事ができませんでした。」と、経済的援助についての申立では「A宅で同居していた為生活費をすべて出していました。」と、定期的な音信・訪問についての申立では「同居していました。」と述べている。そうして、請求人は、「請求人が〇〇区に住民票がありながら、Aが居住していた〇〇区に同居していたことは、〇〇区にあるa病院に通院入院していた客観的事実から想定するしかありません」と主張し、「心臓カテーテル検査・治療 説明・承諾書」を提出しているところ、これには、請求人の住所として、請求人の筆跡により、Aの住民票上の住所である「〇〇区〇〇〇-〇-〇-〇」と記載されており、Aが平成

〇年〇月〇日に、妻としての立場で、心臓カテーテル検査・治療に関する説明及び承諾書に承諾の署名をしていることが認められるのであり、このことはその当時、請求人とAが〇区〇〇〇-〇-〇-〇の同居において起居を共にしていたこと及びAが対外的にも妻として遇されていたことを証するものと認められる。そうすると、請求人とAは、住民票上は別住所であったが、上記認定基準アの「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしている」場合に該当するものと認めるのが妥当である。

3 以上によれば、Aは、本件係争時点において、請求人によって生計を維持していたものと認められるから、加給年金額の加算対象者というべきである。よって、請求人に対し加給年金額の加算をしないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。